

## ○工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について

令和3年9月7日 3農振第1453号

農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて（国土交通省北海道開発局農業水産部長は参考送付）

一部改正 令和7年3月27日 6農振第2804号

国営土地改良事業等の工事及び業務の実施にあたっては、受発注者双方の事務の合理化に向けて書類の簡素化を進めてきたほか、近年、情報通信サービスの高度化に伴い、組織間における情報の交換・共有の手段として、インターネット上のクラウドサービスを利用した情報共有システムの導入を進めているところである。

今般、工事及び業務において、受発注者間のコミュニケーションの円滑化による成果品の品質向上と受発注者の事務負担の軽減を図るため、別紙「工事及び業務の情報共有システム活用要領」に基づき情報共有システムを活用することとしたので、下記のとおり適切に運用されたい。

### 記

#### 1 工事における運用

原則として全ての工事を対象とする。

#### 2 業務における運用

##### （1）対象業務

原則として全ての業務を対象とする。